

第12回 穴粟市千種幼保一元化協議会次第

日 時 平成27年 2月12日(木)
午後7時～
場 所 センターちくさ 4階 大ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 報告事項

これまでの経緯

12/17	工事地元説明会
12/24	起工式
12/25	保護者説明会
1/24	入園説明会
2/9	正副部会長・総務部会合同会議

4. 協議事項等

- (1) 園名について
- (2) 協定書について
- (3) 保育サービス及び保育時間等について
- (4) 保育料及び利用料について
- (5) 制服の取扱いについて
- (6) 園歌・園章の取扱いについて

5. その他

これからの日程について

- (1) 保護者説明会(3月中旬)
- (2) 千種幼稚園閉園式(3月21日(土))
- (3) 認定こども園入園式(4月10日(金))

6. 閉 会

会 議 録

会 議 の 名 称	第12回宍粟市千種幼保一元化協議会	
開 催 日 時	平成27年 2月12日（木）午後7時00分から午後9時00分	
開 催 場 所	センターちくさ 中ホール	
議長（委員長・会長） 氏 名	越岨唯夫	
委 員 氏 名	（出席者）磯崎伸彦、大橋香奈、立尾優子、 中村雅亙、内海真一、山本孝幸、小野嘉昭、 山田沙織、鎌田由佳、岡 徳子、船曳由紀、 田住 学、阿曾茂夫、奥田香里、林 御吉、 井口靖規、清水精一、日平和宏、鈴木正敏	（欠席者）
事 務 局 名	教育委員会事務局：西岡教育長、岡崎部長、楳谷次長 こども未来課：田村課長、中尾副課長、福井副課長、大谷係長、 山内主査	
傍 聴 人 数	15名	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（議題及び決定事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 園名は「ちくさ杉の子こども園」に決定。 「公私連携幼保連携型認定こども園千種認定こども園（仮称）の運営に関する協定書」及び「同設置に関する協定書」について、最終稿どおり決定。 保育サービス及び保育時間等について、承認。 保育料及び利用料について、承認。 制服の取扱いについて、運営主体と開園後の保護者会との間で相談して決めていくことで決定。 園歌・園章の取扱いについて、その必要性も含めて運営主体と開園後の保護者会、地域の皆さんと一緒に検討することで決定。 この会で決めた内容は、運営協議会に引き継いでいくことを確認 	

(会議の経過) 第12回宍粟市千種幼保一元化協議会

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>これまでの経緯について、説明させていただく。認定こども園の建設工事に着手するにあたり工事概要について平成26年12月17日、地元説明会を開催した。また、同24日に起工式を行った。現在、基礎工事に取り掛かっている。一方、保護者関係については同25日、千種幼稚園及び千種杉の子保育園の保護者の皆さんに第1回目の説明会を開催した。年が明け1月24日には、4月からの入園を予定されていらっしゃる保護者を対象に入園説明会を開催した。そして、本日の協議会を開催するにあたり、協議事項の確認ということで2月9日、正副部会長にも集まってお話し、総務部会との合同会議をもって事前の確認をとり、今日の協議会を開催する運びとなった。</p>
会長	<p>このことについて、何か意見や質問はないか。ないようなら、認定こども園の分園について、県と調整されたとのことなので、そのことも報告いただきたい。</p>
事務局	<p>前回の協議会で、平成27年4月1日から認定こども園を開園するにあたり、分園にしたいという方向を説明させていただいた。分園の可能性については、県との調整が必要であるということで、会議を閉じさせていただいていた。その間、県と情報、連絡のやりとりを行っていた。当初は、国の方からも「幼保連携型認定こども園は一つの園舎で」との方向性が示されていたが、新しく出た指針では「平成27年4月に向けた部分でも子どもの安全、あるいは子どもの育ちの部分で確実に担保されている場合には分園でも認可を認める」という方針が示された。そのことを県と一緒に確認した結果、予定どおり分園方式で平成27年4月1日に開園できる運びとなった。詳細については、この後、説明させていただくが、0～2歳児は現在の千種杉の子保育園で、3～5歳児は千種幼稚園でそれぞれの園舎を活用し、4月1日から認定こども園を設置することで調整ができたので報告させていただく。</p>
会長	<p>それでは、報告事項について皆さんから意見や質問がなさそうなので、「4. 協議事項」に移らせていただく。「(1) 園名について」を事務局、お願いする。</p>
事務局	<p>資料P.4にこれまでの経緯を示させていただいているのでご覧いただきたい。平成25年9月19日に第2回協議会で第1回環境整備部会を開催し、新しい園名を千種町内で公募し決定する案が示されていたが、その後の全体会で諮られていなかった。そのような中、「協議会で運営主体の社会福祉法人千種杉の子会の意向を確認する必要があるのでは」との意見も出ていたので、そのことも含め先日、千種杉の子会と協議を行った結果、こども園の名称を“合併前の千種町の町木が杉であったことから、子どもたちがしそう杉のように健やかに、すくすくと伸びていくように”という思いが込められている「ちくさ杉の子こども園」とし、2月9日の正副部会長会議でも確認をいただいた。本日、事務局として園名を「ちくさ杉の子こども園」で提案させていただきたい。</p>
会長	<p>事務局から提案があった内容について、千種杉の子会の意向として「ちくさ杉の子こども園」ということですり合わせができているのか。</p>
事務局	<p>千種杉の子会と話合いをし、今日、事務局からの提案とさせていただいている。</p>
会長	<p>このことについて、何か意見、質問はないか。意見がないようなら、事務局提案どおりでよろしいか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

会長 事務局	<p>それでは、引き続き「(2) 協定書について」説明をお願いします。</p> <p>(資料 P. 5 「公私連携幼保連携型認定こども園千種認定こども園 (仮称) の運営に関する協定書 (案)」及び資料 P. 9 「同設置に関する協定書 (案)」について、事務局が資料を基に内容を説明)</p>
会長 委員	<p>このことについて、何か意見、質問等はないか。</p> <p>資料 P. 10 の第 7 条中「(1) 無償で貸与する物件 ①園地 (3 歳未満)」の園地で岩野辺猪ノ谷とあるが、そこには千種杉の子保育園舎が建っていると思うが、千種杉の子会の所有ではないのか。</p>
事務局	<p>園舎は千種杉の子会の所有で、土地については市有地である。土地は旧千種町との間で 60 年間の貸借、使用許可が出ているので、宍粟市に変わり改めてこの協定を結ぶのであれば、もう一度協議しておいた方がいいのではないかとということで挙げさせていただいた。</p>
委員 会長 事務局 委員	<p>底地は、市からの貸与ということか。</p> <p>建物は千種杉の子会、底地が市のものということか。</p> <p>お見込みのとおり。</p>
事務局	<p>資料 P. 7 の第 14 条中「こども園に円滑に引き継ぐため、必要とする一定の期間、甲の職員を受け入れる」で、ここではその一定期間を明確に書けないと思うが、実際、具体的な期間は「誰が」「いつ」「どのように」決めるのか。また、最大どの程度の期間まで大丈夫なのか。</p>
会長 事務局	<p>市の職員を社会福祉法人に派遣をする場合、基本的には 3 年、最長でも 5 年という決まりとなっている。市としては、職員一人につき 2 年、若しくは最長 3 年を考えている。今後、千種杉の子会と教育委員会で協議し決定するが、教育委員会の考え方としては運営を社会福祉法人にお願いするというのが制度の大きな柱なので、市職員を永遠に派遣させるという訳にはいかない。しかし、社会福祉法人と教育委員会と一緒に良質な幼児教育、保育を提供することが何より大切であると考えており、そのためにいろいろな検証をしていただく運営協議会がある。一方的に決めてしまうことはないので、ご理解いただきたい。最長で 3 年なのか。</p>
委員 事務局	<p>基本的には 3 年、特別な理由がある場合に限り 5 年と考えているが、一人の職員を 5 年間派遣することは少し長いように感じている。このことについても先ほど申し上げたとおり今後、協議していきたいと思う。</p> <p>認定こども園の子育て支援部分について、分園している間は、どこで行うのか。分園の間、基本的には今の千種杉の子保育園になると思うが、臨機応変に対応したいと考えている。例えば、3～5 歳の未就園児を対象にする子育て支援事業については、3～5 歳児を保育する今の千種幼稚園舎で行う方が望ましいと思うし、0～2 歳の子をお持ちの保護者の方や子どもを対象にする行事及び支援については、0～2 歳児を保育する今の千種杉の子保育園舎で行う方が望ましいと思う。</p>
会長 事務局	<p>どこに拠点を置かれるのか。</p> <p>今のところ千種杉の子保育園に子育て支援員を配置することを考えている。地域に出て行ったりすることもあっていいのではないかと思う。</p>
委員	<p>要望になるのだが、資料 P. 6 の第 5 条の運営協議会の設置で「乙は、認定こども園の運営にあたり、幼児教育・保育の円滑な継承を図ることを目的として、</p>

事務局	甲と保護者及び地域の代表者で構成する運営協議会を設置する」とあるが、現協議会委員である教育関係者の方に入らせていただくことはお願いできないか。非常に大切なことだと思っている。これまでの協議に入られている方にもお願いすることもあるだろうし、学識経験者の方にもお願いができたらと思っている。今後、千種杉の子会と協議することになるが、委員の選考にあたっては配慮させていただきたい。
会長	運営協議会の規模は、どの程度になるのか。
事務局	明確には、まだ決めていない。
会長	今回は要望として、またお含みいただけたらと思う。
委員	幼稚園の先生や元先生など、幼稚園教育の経験のある先生方にも入っていただければ。
事務局	千種杉の子会とも協議して検討させていただく。
会長	他に何かないか。
委員	先日9日、総務部会でこの協定書を確認したが、協議会の意見が十分に反映されており、特に「運営に関する協定書」は支援や助成等がしっかり盛り込まれていると判断させていただいた。その中で、一点だけ質問させていただきたい。先日の総務部会において、保育料の賦課徴収事務を市が行うとのことで、それはありがたいと話させていただいたと思うが、事務局の答弁の中で「滞納があった場合にどう整理するか、いくつか問題点もあるので、これから詰めていかなければならない」とお聴きした。要望になるが、そのあたりのこともしっかり詰めていってほしい。
事務局	資料P.7の第10条のことだが、確かにまだ解決できてない課題部分がある。その部分についてもしっかりと責任をもって当たっていきたいと思う。
会長	他に何かないか。それでは「(2) 協定書について」の「運営に関する協定書」及び「設置に関する協定書」の承認をいただけるか。
委員	(了承)
会長	引き続き「(3) 保育サービス及び保育時間等について」説明をお願いします。
事務局	(資料P.13「入園のしおり」を基に事務局が概要を説明)
会長	何か意見、質問はないか。
委員	確認だが、一時保育の日額利用料2,200円には、給食費が含まれているのか。逆に半日1,200円には含まれていないでよいか。
事務局	給食は半日でも食べて帰るため、日額、半日額どちらにも給食費は含まれる。
委員	分園期間中は、幼稚園の方も月1回、お弁当日があるということか。
委員	今、千種杉の子保育園では、月1回お弁当日にして保護者の方の理解を得ている。子どもたちがその日をすごく楽しみにしていて、その時を利用して園外保育や遠くに出かけたりしているので、これを続けさせていただきたいと思っている。
委員	学校給食を食べている分園期間中もそうなのか。
委員	分園期間中、弁当日が決まれば早めにちくさ学校給食センターに伝える。
事務局	そのことは、先日の保護者説明会でも質問があった。そのあたりのことは、開園後の新しい保護者会と運営主体との間で相談をしていただき、運用してもらいたいと思う。
委員	通園バスを利用される方がいると思うが、利用料はどの程度になるのか。

事務局	通園バスの利用については、従来は距離に応じて利用料金の設定がされてきたところだが、一方で公立の小学校は義務教育であることからスクールバスを無料で運行させていただいている。特に、遠距離の通学に対して通学を支援するという側面があるので、その理念を引き継ぐかたちで考えると距離に応じて利用料を設定することは難しい。よって、利用料は一律で月額1,000円程度の利用料金を設定したいと考えている。通園バスを維持するためには、車検や車両の維持管理費、ガソリン代や運転手賃金等といった必要な経費が発生するので、利用者にも負担していただき、その差額の経費は全て市が助成するという仕組みを検討中である。
委員	朝だけ乗っても、朝晩両方乗っても1,000円ということか。
事務局	お見込みのとおり。
委員	一人なら1,000円で済むが、兄弟等が二人、三人となればその分、負担が大きくなる。そのあたりのことも少し考えていただきたい。
事務局	ご指摘のとおり兄弟姉妹部分については、もうしばらく方法を考えさせていただきたいと思う。なお、バスについては、こども園の通園バス一台だけでなく、小学校のスクールバスとの混乗という部分も引き続き実施させていただきたいと考えている。スクールバスの利用についても、通園のバスの利用と同様に利用料の徴収を考えている。
会長	資料 P.18「6 共済災害について」の中で、「こども園の管理下」とあるが、小学校の場合は家を出てからが管理下に入ると思うが、こども園はどこまでが管理下になるのか。幼稚園は。
委員	(小学校と) 同じ取扱いとなる。
会長	家を出てからの管理下ということか。
委員	お見込みのとおり。
事務局	ここで説明をさせていただいている日本スポーツ振興センターの共済の考え方は、会長がおっしゃるとおり、バスに乗った時点から保護者の管理下から実施の園に引き継いだとみなすので、それ以降の事故については、こども園の管理下となる。
会長	こども園についても「家を出てから」ということになるのか。私が前に聴いた時には、それは入らないと言われたのだが。そのあたりのことも確認してもらえたらと思う。なぜかと言うと、千種は小学生が幼稚園児を連れて一緒に登校しているので、それが管理下にならないとなれば、幼稚園の子が事故に遭った時に小学生の子にとっては非常に大きな責任が掛かると心配したことがあったので。
事務局	幼稚園は、日本スポーツ振興センターで「家を出てから」ということになっている。
会長	私が前に聞いた時には対象にならないと聴いたのだが。
事務局	対象になると思うので、再度、確認しておく。
委員	主な行事のところで個人的な要望がある。ここ何回か運動会を小学校と一緒にさせていただき、子どもたちにとって非常にいい経験になっていると感じているのだが、(小学校とは別に) こども園で運動会をすとなれば、保護者にとってはとても負担になると思う。現在の幼稚園では春ごろ、ミニ運動会みたいなことを行っている。こども園も同様に、練習を重ねて行う運動会よりも親子

	<p>のふれあいを主体にしたミニ運動会のような感じでしていただければ。そして10月は、小学校と一緒に運動会に参加し、園児たちが一生懸命に練習するようなものにしていただければ。</p>
委員	<p>そのような意見が千種杉の子保育園でも出た。保育園では0～2歳児の子どもと一緒に運動会をしないといけないという部分がある。3歳～5歳児の子は小学生の子と一緒に外でできるが、0～2歳児の子どもたちを炎天下の中で、それも下が泥の中で這わしたりすることは、保護者としても不安である。しかし、一つの園、全部一緒に園児たちなので二つに分けてそれぞれ運動会するのもおかしい感じがする。0～2歳児については、小さな子のことも考え室内の体育館でしていた経過もあるので、単独で行った方がいいのではないかという思いがある。</p>
委員	<p>私もそれは思っていた。小学校とするのは幼稚園部だけでいいと思う。自分の子を見ていて、小学校との連携の部分で「すごく勉強しているな。いい刺激を受けているな」と感じた。せっかく小学校の横に建ててもらうのだから、幼稚園部の子は、小学生とのふれあいを持ってもらいたい。</p>
委員 会長	<p>開園後の保護者会役員と一緒にいろいろと検討したい。 他に意見がないようなので「(3) 保育サービス及び保育時間等について」の承認をいただけるか。</p>
委員 会長	<p>(了承)</p>
事務局 会長	<p>それでは「(4) 保育料及び利用料について」の説明をお願いします。 (資料P.22「認定こども園保育料(案)」を基に事務局が概要を説明)</p>
	<p>表には10階層まであり、階層ごとに市民税所得割課税額の範囲が示されているが、例えば最近では夫婦共稼ぎが多いと思うが、その場合の課税額は夫婦合算額になるのか。</p>
事務局 委員	<p>世帯の父母合計額となる。</p>
	<p>右横に「認定こども園保育料の仕組み」の中で「1号認定(幼稚園保育料)3. 多子世帯への軽減として、年少(3歳)から小学3年生までの範囲で、兄弟姉妹がいる場合には、2人目は半額、3人目は無料とする」とあるが、保育所の保育料では、多子世帯への軽減として小学校就学前という限定になるのではないか。この違いは、何か法律で決まっているのか。</p>
事務局	<p>国の制度の違いである。一方は幼稚園を掌握する文部科学省の所管、もう一方は保育所を掌握する厚生労働省の所管ということで、国の制度で定められている。その部分については、他の宍粟市内の公立幼稚園、私立及び公立含めた保育園の実施の状況と合わせさせているので、ご理解いただきたい。</p>
委員	<p>幼稚園は8月、(給食費)2,000円だけでいいのか。保育料(5,000円)は、(払わなくて)いいのか。</p>
事務局	<p>保育料は、年額60,000円を12か月で割った5,000円という考え方なので、夏休み期間中についても登園はないが5,000円を徴収させていただく。このことは、現行の市内幼稚園と同じ扱いなのでご理解いただきたい。</p>
事務局	<p>補足させていただく。他団体では、平成27年4月から幼稚園の保育料を国が示すとおり値上げる団体もあるが、宍粟市は「今、保育料を変える時ではない」ということで5,000円一律でいくこととしているので、夏休みの部分は何卒ご理解いただきたい。</p>

会長	それでは「(4) 保育料及び利用料について」、承認いただけるか。
委員	(了承)
会長	それでは「(5) の制服の取扱いについて」を事務局、お願いします。
事務局	(資料P. 4 「5. 制服の取扱いについて」、列挙した内容を事務局が朗読)
会長	制服の取扱いについて再確認ということだが、何か意見はないか。
委員	従来の幼稚園及び保育園の体操服は利用可というところで、私も卒園までは使ってもらったと言ったのだが、綺麗な体操服があるので下の子にも着せたいという保護者の意見もあった。新入園児については、新しいものを購入されたいと思うが、使えるものは使ったらいいいという考え方も私は尊重したい。
事務局	おっしゃることはよく分かる。運営主体と保護者の皆さんとの合意さえあれば、そのような取扱いでいいと思う。
委員	新しい体操服は、いつ決まるのか。
委員	平成 27 年度の保護者会で決めたい。
委員	初めて入る子は何を買ったらいいいのか。
委員	一応、4 月の時点では、私服でお願いしたい。普段は私服で登園している。
事務局	先日の保護者会説明会でも、そのように説明させていただいている。
委員	以前、服装の話しの時に通園帽はあった方がいいいという意見があったと思うが、通園帽の話しは一切無しで、体操服だけの協議が行われるのか。
委員	帽子についても保護者会で決めさせていただいたらと思う。
委員	そこで通園帽がいるとなったら、そこから購入というかたちになるのか。
委員	一応、園内にかぶる帽子、園用の帽子はある。歩いて来る子とか、その途中の帽子、日よけ用の帽子はない。
委員	もし何も無ければ、自由にかぶってもいいいということか。
委員	そのあたりのことは、また保護者会で決めていただきたい。
会長	制服については、新しい保護者会で協議ということが多くなろうかと思うが、これで承認いただけるか。
委員	(了承)
会長	それでは、最後「(6) 園歌・園章の取扱いについて」を事務局、お願いします。
事務局	引き続き、園歌・園章の取扱いについて説明させていただく。このことについては、正副部会長会議でも諮らせていただいたが、本日、事務局から提案させていただく。一つ目として、現在の千種幼稚園で定められている園歌及び園章について、歴史ある千種幼稚園の閉園に伴い、新園には引き継ぎはしないということで提案をさせていただく。二つ目に、その上で新しい認定こども園の園歌及び園章については、その必要性も含めて新園開設後に運営主体を中心に保護者や地域の皆さんの意見も聴きながら決めていただいたらどうか、ということで提案させていただく。
会長	園歌・園章について、千種幼稚園の園歌・園章は引き継がないという提案と、こども園の園歌・園章はその必要性も含めて運営主体で検討するという提案のこの二点について、何か意見はないか。ないようなら、承認いただけるか。
委員	(了承)
会長	それでは、予定されていた全ての協議事項が終わった。これまで私たちに指導、助言をいただいた兵庫教育大学准教授からお話しをいただきたいと思う。
委員	皆さん、長い間ご苦労さまでした。大変熱心に議論されているのを見ていますと

	<p>「公私地域連携型の認定こども園ができるんだな」と感じている。協定書の中にもあったが、今後こういったかたちで、地域全体でこのこども園を支えていくことが記されているので、これからもこういったかたちで皆さんの意見を反映させながら、千種杉の子会に「ちくさ杉の子こども園」として運営をお願いしたいと思う。分園方式からまた新しい場所へということで、子どもたちにとっては何回か移動を経験してもらわなくてはいけない。それも含めて新たな園、新たな場所に期待が持てるように園の方でも指導していただきたいと思います。また、お力になれることがあったら、馳せ参じて私も勉強しながら皆さんとともに手を携えて子どもたちの笑顔を増やしていきたいと思う。</p>
会長	<p>ありがとうございました。兵庫教育大学准教授のお言葉をもって、全ての協議事項、協議会で協議する内容も終わったのかな、と感じている。委員の皆さん、今日の協議会で最終とさせていただくがよろしいか。</p>
委員 委員	<p>(了承)</p>
事務局	<p>今回最後ということで、総務部会長としてお願いしたい。この協定書や入園のしおりの中に含まれていないことも総務部会で協議した項目がいくつかある。また、実際に新しく園が動き出さないと決められない部分もあると思う。上っていない部分についても継続というかたちで、またその補充部分として、ある程度型枠として総務部会として積み上げてきた協議があるので、これをベースにするなり、叩き台にするなり、園の組織の中でそれをまた活用していただくと報われると思うので、そのあたりのこともよろしくお願いしたい。</p>
事務局	<p>協定書の中に細かなところまで全て書けなかったので、ご指摘のように今までの議論を大切にしていきたいと思う。そういう細かな部分が新しいこども園の中に活かせるよう、丁寧に保護者の皆さんに説明をしながら、協議会の内容を確実に繋いでいきたいと思う。</p>
会長 事務局	<p>それでは12回を以って協議会を終わらせていただく。 あらためて2年間の協議が、確実に実を結ぶよう事務局として肝に銘じて運営主体と取り組んでいきたいと思う。</p>

*発言者の表記は、「〇〇議長」、「〇〇委員」、「事務局」とする。